

一九七七年一二月一〇日第三種郵便物認可

発行所 || 社会通信社

発行人 || 滝野 忠

東京都渋谷区本町六丁目八の二コ一ボ幡ヶ谷九〇四 電話(03)3377-4649

FAX(03)3299-5367

振替 || 〇〇一〇〇一九一五八四三一 労金 || 東京労金本店 No. 1154163

購読料 || 月額 600円 6カ月前納制

くもぐじ

■卷頭言 ■

政府は世界の常識に従え！

— I L O 勘告で！ — 意義と今後の闘い —

大政翼賛的政治状況をつくつたもの

滝野 忠……3

— 現情勢の特徴と任務 —

国際会計基準導入で総額人件費管理はさらに徹底

編集部……6
末松 至……9

駆々堂の倒産に見る「階層化」の現実

大谷 一敏……2

村山元総理引退、「土井社民党」は…

滝野 忠……3

十億円で日本長期信用銀行をたたき売り

政権研究班……11 10

— 広がり増える正規と非正規の格差 —

「新潟市介護保障基本条例案」を二会派統一で議員提案！ 小林 義昭……12

地域保健福祉の basic 理念、市の責務など明記 —

◇資料◇
新潟市介護保障基本条例（案）

二〇〇〇年三月新潟市議会提出

読者からのおたより

16

12

旬刊社会通信

NO. 764

二〇〇〇年三月二一日号

（毎月一日・二日・二二日三回発行）

政 府 は 世 界 の 常 識 に 徒 え !

— ILO勧告でる! —意義と今後の闘い—

十年に渡つて積み重ねてきた不採用事件の労働委員会の救済命令を、一昨年東京地裁は、アッサリと取り消した。国労側はそれを不服とし世界の常識（ILO）に提訴をした。そして、昨年の十一月十八日、国労にとって一五〇%と言える勝利勧告が出された。その意義と今後の闘いを述べて、闘いの強化を訴える。

運輸省の条件は消える 一昨年の東京地裁での救済命令取り消しという不当判決によつて、国労が大きく揺さぶられた。運輸省はそれに乘じて、「新規採用」「話し合い」の前提は裁判取下ろし」などの無理難題を押しつけてきた。国労つぶしの総仕上げをかけてきたと言える。それに対して、今回のILO勧告は逆に私たちに政府やJRを追い詰める世界の世論という大きな武器となるという結果をもたらすこととなつた。運輸省の出した話し合ひの条件は消えざるをえないものである。

政府は三月末までに解決を ILOの結社の自由委員会から出された内容は、第一は、日本政府に対し当該労働者に復職と金銭的補償を求めたもの。第二は、日本の裁判所に対しても、ILO条約に合致した判決を求めていた。さらに、復職の長期の遅れは「社会正義の否定」であるとすら述べている。

ILO憲章は「世界の永続する平和は、社会正義を基礎としてのみ確立することができます」とあり、「正義」こそILOの基礎となつてゐる。

そして、日本政府に対して、三月中旬の理事会総会まで解決に動くことを求めている。

日本政府はILOに加盟し条約を批准している以上「勧告」の遵守が義務づけられている。「勧告」への違反が続くならば結社の自由委員会は直接現地調査として日本に調査団の派遣がなされ事にもなる。それは世界的な恥の上塗りとなってしまうことは明らか。

ITF書記長が全面支援 国労は一月二八日、拡大中央委員会を開催し、この勧告を武器にして大衆行動を展開して、政府に解決を迫ることを意志統一した。その時、ILOへの共同提訴人の一人であるITF（国際運輸労連）のコックロフト書記長が来賓として連帯の挨拶を行つた。要旨は、—

①共同提訴人の一人。②結社の自由委員会は国労の問題を最重要課題として扱つてゐる。
 ③JR総連、運輸省、労働省、連合に会つて、ITFは勧告を指示する。解決に力をそそぐべきと訴えた。④最終勧告は今回の勧告からズレることはない。⑤結社の自由委員会はビルマ、コロンビア、コンゴなどを対象としていて、日本のような先進国をしていない。その意味で日本は恥ずかしいこととなつてゐる。⑥ITFは復職と財政的処置をとるよう政府に圧力をかけつづける。⑦この闘いは現在の状態に正義をもたらすもの。

世界の常識——ILO勧告、日本の常識——五六六地方議会決議 日本においても、全国の五二六地方議会で早期解決の決議が出され、増えつづけている。

このように、世界の常識、日本の常識は不当労働行為事件の解決を求めてゐる。にもかかわらず、政府、JRは動こうとしている。私たちとつて、この勧告を政府に守らせる「義務」が生じたといえる。形骸化させては世界の恥は政府だけでなく労働運動に対しても

も負うこととなる。政府が動かなければ、最終勧告を取り、それを武器に、政府やJRの弱点を衝（つ）く闘いを積み重ねなければならない。

今後の闘い 三月まで様々な方法で宣伝行動を徹底して、政府が解決に動くよう世論に訴えていく。最終勧告を武器に、さらに、JR株主総会、沖縄でのサミット、またJRの完全民営化法案での三島・貨物問題、JRの安全問題や革マル問題など様々な弱点を徹底的に暴露していく闘いを、様々な闘いと連帶して取り組むことが重要となっている。とにかくも、今や勝利の状況はたいへん有利になつて来ていることに確信を持ち、自信を持つて取り組みを強化したい。

（国労中央支部 大谷一敏）

大政翼賛的政治状況をつくつたもの

—現情勢の特徴と任務—

かけ声ばかりの「集中決戦」の日、三月一五日が近づいている。しかし、「ゼロゼロ」春闘ではかけ声、虚勢すら聞こえてこない。いよいよ、労働運動再生に組合員一人ひとりが乗り出さなければならぬ情勢が到来したようである。組合員に「あなたの労組の要求はいくらかしら」と尋ねても、「いくらだつたつけ」と小首をかしげるばかりであるからだ。労働運動再生は、小手先の対応では不可能となつた。第二次世界大戦後の労働運動を歴史的に総括し、局面打開の途をさぐることが当面する最大の課題である。

大政翼賛的政治状況

政治の分野では「大政翼賛会」との言葉が珍らしくなくなつた。大政翼賛会の結成は一九四〇年で、大政翼賛運動規約には「本運動は全国民の運動にしてこれを大政翼賛運動と称す（第一条）」「本運動は万民翼賛、一億一心、職場奉公の国民組織を確立し、その運用を円滑ならしめ、もつて臣道実践体制の実現を期するをもつて目的とする（第二条）」とある。

一九三〇年代「昭和研究会」から始まつた「革新運動」は近衛文麿を総理大臣にすることだった。当時の絶対権力者は「大日本帝国は万世一系ノ天皇を統治ス」（大日本帝国憲法第一条）、「天皇ハ神聖ニシテ侵スベカラズ」（同第二条）と規定された「現人神（あらひとがみ）」天皇であった。この天皇を総帥権を楯（たて）に利用し、独裁政治への道をひた走つたのが陸軍である。陸軍を押さえるには、天皇と対に話せる公家第一等の近衛を首相にするのがもつとも効果的と、革新官僚・軍部・財閥の番頭どもは考えたのである。この主張は権力内部に位置する者だけでなく、著名な自由主義者、哲学者、さらにはマルクス主義者も加わつた。たとえば笠信太郎、三木清、佐々弘雄といった人びとである。

昭和の時代と平成の時代

一九三〇年代の大政翼賛会は軍部、特高警察、内務省が民主主義、社会主義、労働組合に「赤」とレッテルをはり抑圧と弾圧でつくられた。歴史年表には思想・学問・政治弾圧とその抵抗が刻まれている。しかし、現在は様相を異にする。世界第二の巨大な経済力、日本国憲法下の①平和主義、②主権在民、③議会制民主主義のなか、権力が「下」から国

民運動として大政翼賛状況がつくられている。そのモデルとなつたのが一九八〇年代前半の中曾根による第二臨調攻撃であつた。

その手法は反対、抵抗する者に、①「国賊」とレッテルをはり、②巨大マスコミ（全国紙では読売、産経。雑誌では文芸春秋、中央公論等）を動員し世論をつくり、③反対する者を孤立させるというものであった。一九九〇年代、自民党支持基盤の動揺と自民分裂の時には、この手法と第二臨調の人脈は政治改革推進協議会（民間政治臨調）に継承され、「政治改革」を口実に小選挙区制が導入された。民間政治臨調の構成部隊は「政」「財」、「官」、「労」、「学」、「マスコミ」をとりこんだ、まさに大政翼賛組織としての性格をもつたのである。これに社会党、少くなつたとはいえまだ健在だった労働組合が取り込まれてしまつた。

その結果、社会党の基本政策転換と軌を一つにして、大政翼賛的政治状況がつくられたのである。歴史の流れは早く、わずか数年前のこととが数十年間のことのように、人の記憶から忘れ去られてしまう。社会党崩壊の軌跡を年表風にたどると――

一九九三・八・六 土井たか子（元社会党委員長）が衆院議長に就任

一九九三・八・九 小選挙区制導入を内閣の使命とする細川連立内閣が誕生。この内閣に山花貞夫氏（故人）が政治改革担当相として入閣

一九九四・三・四 衆議院への小選挙区制導入を柱とする四法案可決。細川内閣はその後求心力を失い四月二五日に崩壊する。

一九九四・四・三〇 自・社・さきがけ連立の村山内閣成立。社会党は雪崩（なだれ）のようない基本政策転換に向け下り落ちる。その過程は――

一九九四・七・二〇 村山氏は臨時国会で自衛隊合憲の所信を表明。

同 同・九・三 社会党大会、政策転換を承認

同・九・三二 衆院予算委で原発新設も容認。

一九九六・一・九 同・九・二二 社会党大会、名称を社会民主党と変更。

同 同・九・二八 社民党第一次分裂、「民主党」結成へ。

同・十・二〇 小選挙区制下ではじめての総選挙で社民党一五議席。

社会党「解党」は、政治の「対立軸」消失をもたらした。それは総保守の政治的影響力の拡大となり、政党支持なし層の拡大をもたらし、大政翼賛的政治状況の基盤をつくつたのだ。

その結果として、過去二年の間に①新ガイドライン関連法＝国家総動員法、②盗聴三法案、オーム法＝治安維持法、③国旗国家法（日の丸・君が代法制化）＝国民精神総動員法、④憲法調査会＝新体制運動、が一举にかつ易々とつくりあげられた。

労働運動と日本の政治

一九六〇年代の高度経済成長の矛盾が吹き荒れ、経済・政治・社会・文化が新たな段階に入った一九七四年、日経連会長は日経連幹部たちにこう檄をとばした。
「政治が混迷している間の日本には安定帶がなければなりません。私は企業の職場を中

心とする労使が安定帯となりうると信じます。昭和二十年初頭から敗戦後の一両年間既に経験した所であります。それに警察、裁判所が健在であり所要の官僚機構が健在であれば、政治の混迷期は案外経過できるものと信じるもので

「企業の職場を中心とする労使の安定帯」、「憲法をつくる力が憲法だ」と豪語してはばかりぬ大勲位（中曾根元首相）の諸言動、そして総保守にとって最大の障碍は総評官公労部隊と「護憲・平和・中立」の砦としてあつた社会党との位置づけから、「憲法改正には総評・社会党ブロック解体こそ至上命題」と、労組への懷柔と弾圧、情報操作が「現代的大政翼賛政治」をつくったのではないか。

総評労働運動は、①職場からの日常闘争（『組織綱領草案』一九五八年）、②賃金・春闘（『賃金綱領』一九五二年）、③反戦・平和闘争（『平和四原則』一九五一年）、④ストライキ権奪還・権利闘争を主要な柱とした。これは総評労働運動の思想・哲学だった。総評とユニオン連合を区分する「赤い導きの糸」は、①職場闘争、②春闘、③反戦・平和のたたかいのあり方である。

これを「導きの糸」に第二次世界大戦後の労働運動を整理すると、三つの「転換点」が浮かび上がる。第一は三池闘争（一九六〇年）で「職場の主人公は労働者」と「経営権確立」を求め「総労働対総資本」のたたかいとしてあつた。第二は鉄鋼労連と日経連によつて提唱された「生産性基準原理」（一九七四年）で、春闘・賃金闘争の新たな段階の到来を告知した。第三は連合結成（一九八九年）である。

連合は「二一世紀臨調」の有力組織

総保守勢力は連合をどう位置づけているのだろうか。結論からさきにいえば、連合は総資本の「一社会勢力」としてあるということだ。もつといえは連合といふ労働組合の全国センターは、体制維持の「一装置」として組み込まれていることである。それをもつともよく示す事実が、連合が民間政治臨調結成（一九九二年）以来、日経連とともに有力な組織としてあつたし、民間政治臨調の後継組織である「二十一世紀臨調」（二十一世紀の日本をつくる会）の主要構成組織でありつづけていることだ。

二十一世紀臨調の名簿には得本輝人（金属労協議長・トヨタ自動車出身）が会長代理、 笹森清（連合事務局長・電力総連出身）が幹事に名をつらねる。会員には主要単産委員長がずらりとみえる。連合会長も会員であり、自治労、全通もそうである。

民間政治臨調は「政・財・官・労・学・マスコミ」の「社会上層部」で構成される「大政翼賛会」組織である。昨年十月、民間政治臨調は二十一世紀臨調と名を変えたが、彼らが求める二十一世紀像は九八年八月に発表された『現下の危機に対する緊急提言』がそのままのせられている。そこには「戦後憲法体制の包括的検証に踏み込んだ、今世紀最後の国民的議論を展開する」と、四つの課題が掲げられる。第一項はこうである。

「目前に迫った『二十一世紀の日本』のあるべき姿、国の理念、国民目標の新たな創造に向けて、①国の外交・安全保障・危機管理体制、②国会・内閣・司法・地方自治、③国民の権利と義務など、国の統治制度、基本法制の一体的な見直しを行い、戦後憲法体制の包括的な検証にまで踏み込んだ今世紀最後の国民的議論を展開する」

「戦後憲法体制」を見直すというのである。これに連合首脳はおろか巨大労組の長が参加する。連合は昨年（一九九九年十月）の第六回大会で、第三回大会（一九九三年）につくられた政治方針を改定した。改定のポイントは「国の基本政策」に関するところで二つ。

第一は憲法問題で、「憲法改正」に一步ふみこんだ。従来方針は「国民世論の動向をみても明らかなどおり、憲法改正を俎上に乗せることは不適当であると判断する」とあつた。しかし、新方針では「わが国の国民世論動向の現状は、グローバル化の進展や国際情勢の変化、環境問題、情報公開等の理由から、憲法論議への関心は高まつてきている。しかし、まだ論議自体が国民的な広がりをみせておらず未成熟のため、現状では憲法改正を俎上に乗せることは時期尚早と判断する」とされた。その意図は二十一世紀臨調と協力し、憲法改正への条件をつくる。憲法改正で国民世論が二分されなくなつた時、改正にふみこむといふのである。

第二は、有事体制について、「防衛論議は、従来のあいまいで具体性のない防衛論議から、国民の権利と義務との関係および民主主義のルール遵守を前提に、平時対応・周辺事態対応・有事対応のなかで、国民的論議を行えるよう努める」とはつきりと有事体制構築が打ち出されたことだ。

三つの戦後労働運動の転換点は、日本資本主義発展の節目と一致する。三池闘争は日本独占資本の自立と復活のまつただ中にあり、生産性基準原理は帝国主義的自立・発展の境目にあり、一九八五年のプラザ合意以降そして連合結成は日本独占資本の帝国主義的進出の出発点に位置する。そして今日、新ガイドライン関連法、盜聴三法、日の丸・君が代法、憲法調査会の国会論議である。

（滝野 忠・つづく）

国際会計基準導入で総額人件費管理はさらに徹底

職場に意識変化の動き

ある労働組合の役員・組合員を交えた学習会をはじめて、そろそろ十年になる。「金太郎アメ」といわれ続けた学習会だったが、二十代の若者も参加するようになるとともに、学習会メンバーの視野も驚くほど大きくなってきた。とりわけ、現代の資本の合理化が企業内ばかりか産業内ではとてもつかめず、世界資本主義の動向と密接にからんでいることを、資本のさまざまな施策と十年余の勉強の中でつかんだことである。

学習会で、①国際会計基準とは何か、②産業再生法、金融再生法と今国会に提出されるといわれる商法改正との関連をどうとらえるか、③ILO勧告のわれわれにとつての意義は何か、④WTO（世界貿易機関）で何が行われ、今何が起きているのかがみんなの口に上るようになつた。さらに具体的には、①なぜ今、退職金制度改悪＝退職金減額なのか、②分社化、分割なのか、③企業内福利切り捨ての背景は、④連結決算とは、⑤企業年金切り捨て、⑥一K導入なのか、なぜ能力主義管理＝成果・成績主義の徹底なのか等々である。知識を高め、原則を識り実践能力を身につけなければとの意識が急速に高まりつつあることを示すものだ。

それは、社会通信が過去二、三年呼びかけづけた「出前学習会」に応えてくれる仲間が、昨年夏から今年、急速に拡大する兆しをみせていくことにも表れている。二月は

じめ猛烈に旅をした。東北、九州、中国・近畿、北海道、東海、関東、さらに九州、と。東京での定例学習会、集まり、電話、FAXでもさまざま切実な声が寄せられる。「なんとか局面の転換、打開をはかりたい」「志ある者だけでも集まり、企業の枠を超えてきっかけを作りたい」、「そのためじっくりとざつくばらんに話し合える場をもちたい」というものだ。

言葉だけが一人歩き

国際会計基準、連結決算との言葉を耳にすることが多くなつた。かつての金融ビッグバン、金融自由化の時のようにである。金融ビッグバンがジャーナリズムを風びしていた時のシン・ポジウムで、金融ビッグバンが連発されたが、その内容については一言もふれられない。たまりかねたのか、ある人が「講師は金融ビッグバンを連発されるが、我々は金融ビッグバンの内容、本質を知りたくて出席してる。その点をくわしく教えてほしい」と質問。講師はしばらく小首をかしげ「金融自由化なんですかね」と答えられた。金融ビッグバンとは何かと問われれば金融自由化と答え、金融自由化とは何かと尋ねられれば、金融ビッグバンと答える、堂々めぐりである。国際会計基準、連結決算等についても同じことがくり返されているのだろう。

国際会計基準と不離一体にあるのが、四〇一Kという「確定拠出型」の新年金制度の導入だ。これまでの日本の年金・保険制度は「確定給付」型であった。前者は払い込みが確定しているが、受給額は確定していない。運用しだいで元本割れの恐れが強い、投機型の年金制度である。

国際会計基準——三つのポイント

国際会計基準とは何か。アメリカ型の決算システムの世界的導入だ。アメリカは徹底した利益主義経営が特徴だ。株主は企業の決算をすべての分野にわたつて現金主義で判断する。もうけはいくらで、資産はいくらと決算期の現金勘定で判断するのである。アメリカが主導する経済のグローバル化で金融、投資は国境をこえ、アメリカ流決算の方法を世界基準としたのである。そうしないと、正確な投資・企業情報が得られないとの理由である。日本の会計報告は今その変更をせまられ大あわての状況にあるというわけだ。

国際会計基準のポイントは三つである。①連結決算、②時価評価、③年金会計である。

連結決算 連結決算とは親会社と子会社、関連会社の決算書を一つにまとめ、企業グループ全体の経営成績、財務（資産と負債）状況を示す方法だ。これまで日本でも連結決算はおこなわれた。その一番いい例がNTTが持株会社、東日本会社、西会社、国際通信会社に分割された時だ。東日本会社は黒字、他方西日本会社は赤字、赤字会社は法人税が減免され西は払わなくてすむ。東はま黒けで法人税が多くなる。そこで東会社は西の赤字を加えた決算でかん弁してとねじ込んだ。東の黒字を西に飛ばそうとしたのである。

国際会計基準にもとづく連結決算制度ではこうした「飛ばし」行為が不可能になる。連結対象の子会社の範囲が拡大され、連結決算により重点がおかれるからだ。さらにこの方程式のもとでは、税金逃れのために、トンネル会社をつくり赤字をとばしたり、不良債権を隠す会計操作も難しくなる。会計がガラス張りになるというわけだ。しかし、ガラス張り

になるからといってすべてがさらけ出されるというものでもない。

われわれにとつて、「たくさんね」と肩をすくめるしかない何千億円、何兆円の支出入を精査することはとてもじゃないが容易じやない。それどころか、国際会計基準による連結決算で、企業グループの優劣が衆人環視にさらされ、同業同規模企業の株価に大きな格差が生まれるからと、①グループ内赤字企業の整理・統合、②親会社の「余剰人員」を子会社に転籍・出向させることが困難になり首切りがより加速する可能性が強い。そのため、自由自在に首切りできる手段として①労働基準法改悪（変形労働時間制、裁量労働制）、②労働者派遣法の導入と改悪（有期雇用制）、③商法改正（会社分割。これは国鉄改革法の全面化）がもくろまれてきたのである。

時価評価 国鉄赤字論が大展開されたころ、「国鉄は赤字じやない」との大論争を試みた。負債の方は時価で評価され、資産は簿価で表されていたからだ。国鉄は日本一の大地主である。一等地に何ヘクタールもの土地をもつ。時価で評価すれば東京駅、有楽町周辺では一坪何千万円に達していた。ところが、国鉄が買収した価格は何十銭、何円単位で、購入価格を示す簿価と実勢の価格である時価とは何百万倍、何千万倍の開きがあつたからである。これらを計算し、国鉄は「赤字」ではなく、「黒字」であり、分割民営化はいずれ百害あつて一利なしの事態をもたらすと批判したのである。

ここに示したように、時価評価とは株式や債権などの金融商品、土地、不動産などを市場で取り引きされている価格で評価することである。これまでの原価主義、簿価主義では一億円で買った株が十億円に値上がりしても、帳簿には元の値段の一億円が計上されつづけてきた。時価と簿価の差額が「含み益」といわれるものだ。「含み益」は会社運営の打ち出の小槌とされてきた。というのは、上がりつけた金融商品、土地・不動産価格の「含み益」を吐き出すことによって、赤字会社も黒字を生み出す効果をもち、経営者たちは「経営責任」をとることはなく、会社を運営できたからだ。日本の経営者はおそらく無能であるゆえんもここにある。自ら決断することはほとんどなく、りん議書を回しもたれあつてきたからだ。

このツケが回ってきたのが現在だ。バブルは破裂した。高値で買った金融商品、土地・不動産、さらには美術品等が一挙に下落し、「含み益」は「含み損」に転化した。原価主義は低い方の価格を帳簿に書き込むシステムだから、「含み損」は表に出でこない。そして突然、倒産が襲う事態がくり返された。

時価評価とはこのように、資産内容をより明らかにする性格をもつ。しかしこれまた、バブル崩壊→金融恐慌→不況→金融商品、土地・不動産価格の低下という現情では、他社に負けられぬと、財務内容を向上させるため、事業ごとのあるいはまるごとの企業閉鎖、分社化要因となり、犠牲は労働者に転嫁される。

年金会計

どこの学習会でも一番話題になるのが年金、退職金制度の改悪である。一九七〇年以降、賃金の能力主義化によって退職金にはね返らない、いわゆる「第二基本給」が導入されてきた。じいさんやおやじの世代では退職金で家が建ち、年金で最低限の生活はなんとかなつた。これとて、子どもが「独立」していることが前提だつたが。

「十数年前は退職金は退職時の賃金の一〇五ヶ月だった。今は五五ヶ月だよ」が大きな話題になつた。四十年余務めて退職金は大企業ですら二千万前後。中小に退職金はほとん

どない。あつても数十万がいいところだ。こんなに減らされつづけてきた退職金・年金にさらに異変が起きている。国際会計基準導入で年金会計の仕組みががらりと変わってしまったからだ。

日本の会社で退職金を全額積み立てている会社は一つもない。他方、年金基金はゼロ金利で当初予定した運用益をあげることはとてもじやないが不可能というわけで、退職金はおろか年金すら支払いえない状況がバブル以降生まれたことだ。国際会計基準では支払いに備えた積立金の額がいくらあり、どれだけ不足があるかの報告が必要となる。計算上、一兆円の積み立てがなければいけないのに、三〇〇〇億円しかなければ、差額の七〇〇〇億円が赤字分とされる。

その穴埋めをどうするかと大騒ぎしているのが現状で、その手法は①退職金・企業年金の給付水準の引き下げ、②賃金抑制、③企業内福利施設・制度の全面的見直しとなつて、労働者に襲いかかっているということである。

年金基金も投機の手段に——日本版401K

日本版401Kといわれる確定拠出型年金制度の導入もこの一環だ。不況、低金利で年金資金は約束した運用利回りを下回る。赤字はふくらむ一方で、なんとか身軽になれないかというわけだ。

この年金方式はアメリカで生まれた。企業が半分を拠出するが、その運用は個人が責任をもつ。資金は金融商品等に投資され、株価バブルでアメリカの401Kは個人資産を名目上ふくらませつづけてきた。この制度がつくられてから株価は上がりに上がつたからである。二匹めのどぜうを狙つたのが日本版401Kである。これで株が上がれば日本経済も回復傾向を強めると。

ところが、掛金の運用しだいで給付額が上下する仕組みで、その運用は「自己責任」とされるのが確定拠出型年金。これを企業年金に導入すれば、積立不足問題はいつきに解決することになる。運用に失敗して年金資金が減つても、そのリスクはすべて従業員個人が負うことになるからだ。

この事実は近い将来、アメリカ経済の不況突入とともに明らかとなる。

(編集部)

駿々堂の倒産に見る「階層化」の現実

—広がり増える正規と非正規の格差—

一〇〇〇年一月三一日、駿々堂三宮店（神戸市）は「棚おろし」のため臨時休業していた。

その日の夕刻のニュースで駿々堂の倒産を知った。あくる日、駿々堂三宮店のシャツターニには裁判所の財産保全命令が貼りつけであった。二八店舗で解雇された従業員は九〇人ほどだと聞いて驚いた。本社機能等も考えれば一店に一人か二人の社員しかいなかつたことになる。

あそこで働いていた何十人の人々が非正規社員だったということだ。正規のフルタイム労働者一人に対しても不安定雇用労働者が数十倍という構造に、この社会は形を変えつゝある。この現象を社会学者達は「階層化社会の出現」と呼びはじめた。

フルタイムの大企業労働者は自分の子供をフルタイムの大企業労働者に仕立てるために「〇才からの幼児教育」「お受験」といった教育投資を惜しまない。九九年地方選挙では夜中の一時半に隣のビルから湧いて出てきた小学校三年生の集団にびっくりさせられた。春休み中とはいえ、終電まぎわまで勉強しているのである。まさに工場法制定以前のイギリスの児童労働の搾取と同じではないか。三世代、フルタイム大企業労働者となつた家系と、三世代、不安定雇用を続けた家系との間には、同じ労働者として取り扱うことができないほどの階層格差がうまれている。

総評社会党ブロックがぶれたのも、日本の労働者が階級形成に失敗し、階層分化したからだ。

今、大企業フルタイム労働者として就職してくる若者は、数十倍の競争を勝ち残つてきた、いわゆる「勝ち組」である。大企業の活動家たちは、それとは気付かぬうちに、その「勝ち組」を主要な構成メンバーとする大企業労組でモノ取りを重ねてきた。「勝ち組」の組合員は、中小零細企業労働者との格差構造を維持することを強く求めている。そのためこそ、幼若期からの勉強漬けに耐えぬいてきたのである。

労働組合役員選挙では、その「勝ち組」エリートたちが、どのグループに執行部をやらせれば、うまくモノを取つてくるかを考え投票している。これはどのグループが執行部になつても、執行部になるようなグループは必然的に職場の組合員の保守化に規定されることになつてゐることである。

その大企業労組がモノ取りにすぐれていればいるほど、学生の就職先企業としての魅力が増し、ますます高倍率の採用試験をくぐり抜けた「選良」労働力が職場に供給されることになる。そして労組執行部はますます彼らの意識による規定を受ける。

こうして現状の社会の差別構造について、きわめて現状維持的な大企業労働組合ができるがつてゆく。大企業労組の結集体である連合が、保守的な民主党を支持し、大企業労組の組合員たちがその社会的差別構造を維持するために投票所に足を運ぶのは、きわめて自然な行為だと見ることができる。

「階層化社会」の出現によつて日本の労働者を「ひとくくりに」扱うことはできなくなつた。

（末松 至）

村山元総理引退、「土井社民党」は：

村山富市氏（元社民党委員長・総理大臣）の引退が決まった。村山さんは優しい人で、自民党総理大臣の冷血さと対照的に、国民的人気を集めた。前回衆院選挙では、自民が立候補をひかえ、マユ毛の村山さんは、土井さんとともに小選挙区での勝利を果たした。

村山さんの立候補は今回、糺余曲折した。自民候補者にすれば、「なぜおれが辞退しなければならぬのか」との主張。村山さんの出身県の大分は、旧総評組合の多くが、社会民主党から「心」が離れており、民主支持の傾向。巨大独占企業は新日鉄大分工場、九州電力、三菱重工（長崎）等、数えるほどしかない。それでも社民党は連合中央の「民主支持」に対抗できない。

数日前、朝鮮問題で野中（自民党幹事長代理）と話し合つた関係者は、「野中君は、朝

鮮議連で、朝鮮民主主義人民共和国と国交回復をはかるわれわれは國賊あつかい、「自民は村山さん当選に全力をつくしたい。立候補を」と述べたことだが、「社民党村山氏の役割は終わつた」という自民主流に、野中が抗しえなかつたということだ。

社民党は、村山さんの引退で土井たか子さん一枚看板となつた。土井さんの国民的人気は高い—次期総理大臣の候補のベスト3にいつも登場—が、意識の高い選挙民の中では、「あの人は衆院議長時代、政治改革法案をつぶせたのに、生き返らせた人」との声は今も高い。

十億円で日本長期信用銀行をたたき売り

—金融再編で新たな金融グループへ—

七兆円の税金投入 倒産し、特別公的管理（国有化）されていた日本長期信用銀行が、アメリカの投資銀行・リップルウッドに売却され、「新生銀行」となつた。売り値は百円シヨップもビックリの、一株四一銭。日本長期信用銀行の発行株式総数は一四億株だから、たつたの十億円である。

日本長期信用銀行には四兆円をこえる公的資金（税金）がすでに投入され、これからさらに二兆円超が投入され、総額で六兆九五〇〇円となる。国民負担はすでに三兆六〇〇〇億円が確定している。総資産は十一四兆円に上がる。リップルウッドは、このように莫大で天文学的資産をたつた十億円で手に入れた。株価上昇の儲けの可能性もすさまじい。新長銀の名称は新生銀行というそうだ。この銀行の株価が一株三〇〇円の値をつけた時、三〇〇円カケル二四億株であるから、株価の時価総額は七二〇〇億円になる。七二〇〇億円マイナス一〇億円は…。こんなデタラメな払い下げを、サギといわばしてなんというのだろうか。

国有化され払い下げ先をさがしていた日本債権銀行の受け手が決まつた。孫正義という得体の知れぬ人物が運営するソフトバンクが主体で、売却額はやはり一〇億円。公的資金は約三・五兆円投入されており、返つてくることはない。日本長期信用銀行、日本債権信用銀行の倒産・破たん処理に示されるよう、日本の金融業は革命といって過言でない大再編期に入った。バブル崩壊による金融システム不安を、金融自由化が直撃したからである。

金融業には民間金融機関の銀行、証券会社・損害保険会社（保険）、消費者信用会社（ノンバンク）。政府金融機関に郵政省、日本開発・日本輸出入銀行、公庫等がある。日本の金融業はどうに再編されようとしているのか。まず銀行からみてみよう。

すさまじい再編劇 銀行は大きく三つに分類される。第一は普通銀行で、これには都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、在日外国銀行がある。第二は長期金融機関で、長期信用銀行、信託銀行である。第三は共同組織金融機関で、信用金庫、信用組合、労働金庫、農協、漁協である。都市銀行、長期信用銀行、信託銀行は法人取り引きを主とし、第二地方銀行、共同組織金融機関は地方社会の個人生活と密着している。

まず、三行あつた長期信用銀行が消えた。これに属したのは冒頭に述べた日本長期信用銀行、そして倒産し「特別公的管理」され、受け皿を探していた日本債権信用銀行、それに富士銀行、第一勧業銀行と合併し「みづほ」と名を変える日本興業銀行である。こうし

て三つあつた長期信用銀行は姿を消す。

ついで都市銀行である。三年前の九七年に都市銀行は十行あつた。九八年に北海道拓殖銀行が倒産し、現在は九行である。その九行に再編の嵐が襲つてゐる。富士銀行、第一勧業銀行それに日本興業銀行が統合し来年新しい金融グループ「みづほファイナンシャルグループ銀行」が生まれる。さらに住友銀行、さくら銀行（旧三井銀行）が合併する。東海地方を拠点とする東海はあさひと合併する。これで三つ銀行が少なくなる。

孤星を守るのは東京三菱、三和、大和の三行となり、日本の都市銀行は六つとなる。大和は独自で存在するのは不可能だから、他の五つの銀行（金融グループ）に吸収されることは間違いない。日本の金融業でもつとも力をもつてきたのが都市銀行。この都市銀行がこのように再編されるのだから、その指揮下にあつた信託銀行、保険、消費者信用会社も再編されるのは必至となる。

さらに住友、さくらの旧財閥の合併は会社にも大きな影響を与え、日本金融業の再編は、旧財閥に代わる新たな金融グループ結成へと向かう。

（政権研究班）

「新潟市介護保障基本条例案」を二会派統一で議員提案！

—地域保健福祉の基本理念、市の責務など明記—

『新潟市介護保障基本条例案』を新潟市議会三月定例会に共産党、市民新党にいがたと新社会党の九名で議員提案した。この案は、憲法二五条にもとづく介護を受ける市民の権利を高くうたい、同時に市の責務を明確にして、市の介護保険条例（運営の事務的条例）の上位法に位置づけている。事務的なことは、市の条例案に修正で臨むことにしてある。

初めての本格的な議員提案でもあり、新人議員の一部には会派にこだわらない、新しい流れも生まれている。三月九日、議会での提案は共産党議員、賛成討論は私がする。定数四八名で、採択の可能性はきびしいが、市が出していく介護保険条例案に、気がねなく反対でき、介護のあり方、市の責務について議論ができる。今後の介護保障の推進にむけて、たび重なる集まりで知恵を絞つたものであり期待は大きい。

（小林 義昭）

新潟市介護保障基本条例（案）

二〇〇〇年三月新潟市議会提出

◇資料◇

◇目次◇

- 前文
- 第一章 総則（第一条～第七条）
- 第二章 介護に関する総合的計画と推進（第八条～第十二条）
- 第三章 介護保険運営協議会（第十二条～第十六条）
- 第四章 介護保障苦情審議会等（第十七条～第二十一条）
- 第五章 情報公開等（第二十二条～第二十四条）
- 第六章 雜則（第二十五条）
- 附則

◇前文◇

新潟市（以下「市」という。）は、市民が現在及び将来にわたり基本的人権が擁護され個人の尊厳が尊重され、憲法第二五条の理念に基づき健康で文化的な生活の維持が保障される地域社会を築かなければならぬ。そのため市は、これら市民の介護保障の推進に向け、総合的、計画的にその

実現を図らなければならない。

介護保障の水準は、総合的な介護関連施策の推進によって高齢者等の生活の質が確保され、権利としての保障を達成するものでなければならない。このことは、地域社会全体で果たさなければならない責務として認識し、介護保障が維持され、その向上が図られる社会を実現することを決意し、この条例を制定する。

◇第一章 総則 ◇

第一条（目的）この条例は、介護保険法（平成九年法律第一二三号。以下「法」という。）の施行を期に、地域保健福祉施策を展開するとともに介護保険制度の基本的な事項を定め、市等の責務を明らかにするとともに、地域住民の介護保障に係る施策を総合的かつ計画的に実施し、必要な者に必要なサービスが提供されるようにし、もって市民が地域で住み続けられる地域社会の実現を図ることを目的とする。

第二条（定義）この条例において「介護」とは、身体上若しくは精神上の障害又は加齢に伴つて生ずる心身の変化に起因する疾病等による日常生活上の困難に対して、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように行われるあらゆる支援をいう。

第三条（基本理念）すべて市民は、個人としての尊厳が重んじられ、その家族の有無、介護を必要とする状態の程度その他の社会的、経済的、身体的又は精神的状態にかかわらず、その尊厳にふさわしい自立した日常生活を営むことができるよう、介護に関する役務の提供その他のサービス（以下「介護サービス」という。）を利用する権利を有するものとする。

2　すべて市民は、介護サービスを利用するに当たっては、その内容等について十分な説明を受けた上で、その利用しようとする介護サービスを自ら選択し、決定する権利を有するものとする。

3　すべて市民は、社会を構成する一員として、介護を要する状態の程度その他の社会的、経済的、身体的又は精神状態にかかわらず、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が保障されるものとする。

第四条　すべて市民は、住民自治の本旨に基づき、市の介護に関する施策の策定、実施及び評価の全般に関して参画し、及び意見を述べる機会が保障されるものとする。

第五条（市の責務）市は、前二条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、介護に関する施策を総合的に策定し、及びこれを実施する責務を有する。

2　市は、介護に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、特に次に掲げる事項に配慮しなければならない。

①この条例に定める施策は市民が希望と安心に満ちた生活を営むことができるための基礎的なものであることを十分に認識し、その不斷の努力及び創意工夫によつて、これをより一層拡充していくこと。

②介護サービスに関する事業を行う者（以下「介護サービス事業者」という。）の創意工夫を尊重するとともに、その當利主義等による弊害に対しては、この条例に定めるところにより、適切な指導等を行うこと。

③この条例に基づく介護に関する施策とまちづくりその他の市の施策全般との整合性に留意しながら、それらの施策相互間において有機的な連携のとれた総合的かつ計画的な施策とすること。

④この条例に定める市民参画に関する規定を十分に活用するとともに、その趣旨について職員その他の関係者に周知徹底させること。

3　市は、前項の責務を果たすために講じようとする介護に関する施策が国又は県の処理すべき事務に関連するものであり、その相互の連携が必要であると認めるときは当該施策に関する事務を担任する各大臣又は新潟県知事に対して、積極的に意見を申し出又は意見書を提出するものとする。

第六条（介護サービス事業者の責務）介護サービス事業者は、基本理念にのつとり、その事業を行つに当たつては、市の実施する介護に関する施策に積極的に協力しなければならない。

2　介護サービス事業者は、その事業を行うに当たつては、特に次に掲げる事項を遵守しなければならない。

①介護サービスを利用する者（以下「介護サービス利用者」という。）に対して、その提供しようとする介護サービスの内容等について十分な説明をした上で、明確な同意を得ること。

②介護サービスの提供に当たつては、介護サービス利用者及びその家族等のプライバシーに配慮するとともに、介護サービスの提供の過程その他のその業務遂行上知り得たこれらの者の秘密を厳格に保持すること。

③介護サービスの提供に際して生じた事故及び介護サービス利用者等からの苦情に対しては、

これに誠実に対応し、解決すること。

第七条（市民の責務）市民は、基本理念を尊重するよう努めなければならない。

◇第二章 介護に関する総合的計画と推進◇

第八条（総合的推進）市長は、前章の規定に基づき、総合的かつ計画的に介護保障の推進に係る施策を実施しなければならない。

2 市長は、前項の施策の実施に当たり、総合的な基盤の整備、人材の育成と確保、各専門機関の連携、供給する施策の水準等に留意しなければならない。

第九条（推進計画）市は、介護保障に係る施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる計画（以下「推進計画」という。）を定めるものとする。

2 推進計画は、老人福祉法（昭和三八年法律第一三三三号）第二〇条の八に規定する市町村老人福祉計画、老人保健法（昭和五七年法律第八〇号）第四六条の一八に規定する市町村老人保健計画及び法第一一七条に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成しなければならない。

3 推進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ①介護に関する施策の基本方針及び基本目標
- ②前号の基本目標を達成するための具体的な方策及び年度ごとの目標値
- ③障害者の介護に関する事項

④前項に規定する市町村老人保健計画及び市町村老人保健計画に定めるものとされている事項（同項に規定する市町村介護保険事業計画に定めるものとされている事項を含む。）

⑤前各号に掲げるもののほか、介護に関する施策及びこれに関する地域福祉に関する施策に関する重要事項

4 前項第2号の具体的な方策及び年度ごとの目標値を定めるに当たっては、実現しようとする個別の事務事業及びその施策全体の達成度を客観的に評価できるようとするため、あらかじめ、具体的な指標による目標値を設定するようにならなければならない。

第一〇条（介護保険運営協議会への諮問等）市は、推進計画を策定し、又はこれを変更しようとするとときは、あらかじめ、介護保険運営協議会に諮問して、その意見を聴かなければならない。

2 市は、前項に定める手続きのほか、推進計画の策定及び変更に当たっては、市民会議の開催その他市民の多様な意見を反映させるための措置を講じなければならない。

第一一条（規則への委任）この章に定めるもののほか、推進計画の策定及び変更に關し必要な事項は、規則で定める。

◇第三章 介護保険運営協議会◇

第一二条（目的及び設置）介護保険に関する施策の企画立案、実施及び評価が、基本理念にのつとり、市民の意見を十分に反映しながら円滑かつ適切に行われることに資するため、地方自治法（昭和二年法律第六七号）第一三八条の四第三項に規定する市長の附属機関として、介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

第一三条（所管事務）協議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

①法一一七条第1項の規定による市町村介護保険事業計画の策定又は変更に關する事項

②前号に掲げるもののほか、市の介護保険に関する施策の実施状況の調査その他介護保険に関する施策に関する重要事項

第一四条（意見の具申）協議会は、前条の規定により調査審議した結果必要があると認めるときは、同条各号に掲げる事項に關して、市長に意見を述べることができる。

第一五条（組織）協議会は、委員二五人以内をもつて組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、それぞれ當該各号に定める数の範囲内において、市長が任命する。

- ①市民 一〇人

- ②介護に関する学識又は経験を有する者 一〇人

- ③介護サービスに関する事業に従事する者 五人

- ④委員の任期は三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 市長は、第2項第①号の委員を任命するに当たっては、できるだけ市民各層の幅広い意見が反映されるよう、公募制その他の適切な方法によつて選任されるようにしなければならない。

第六条（規則への委任）前三条に定めるもののほか、協議会に關し必要な事項は、規則で定める。

◇第四章 審査会等◇

第一七条（苦情処理等の権利擁護の仕組み）介護保障の施策の実施に係る苦情を的確に処理するため、市長の附属機関として介護保障苦情審査会（以下「苦情審査会」という。）を設置する。

2 苦情審査会は、保健、医療、福祉、法律等の専門的知識を有する者のうちから、市長が委嘱する委員をもって組織する。

3 委員の任期は二年とし再任は妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 苦情審査会は非公開とし、独自に調査権を有し、同時に、調査審議に関係する資料の提出を関係機関に求め、及び関係者の出席を求めることができる。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 苦情審査会は、その調査審議内容を市長に答申し、又は意見を申し出るものとする。

第一八条（苦情処理等の取扱い）市長は、次に掲げる者から、介護保障施策の実務に係る苦情等の申立てを受けた時は、次条から第二一条までの手続き等によつて迅速に処理するものとする。

① 実際に介護保障に係る施策の個別の適用を受け、又は解消され、若しくはその適用を拒まれた者

② 前号に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらに準ずる関係にある者

③ 第1号被保険者の住所を担当する民生委員

④ その他市長が適当と認めた者

第一九条（公正・中立の処理）市長は、申立てがあつたときは、次に掲げる場合を除き、迅速に苦情審査会に諮問し、その意見を聽かなければならぬ。

① 申立てに理由があると認め、必要な是正措置を講ずる場合

② 申立てに係る苦情があると認め、既に苦情の処理が終了している場合

③ この条例の規定により、既に苦情の処理が終了している場合

④ 申立て内容につき、現に行政不服審査法（昭和三七年法律第一六〇号）による不服申立てが行われている場合又は不服申立てに関する裁決又は決定を経て確定している場合

⑤ 申立ての日が、当該苦情等に係る事実があつた日の翌日から起算して半年を超えている場合

2 苦情審査会は、諮問を受けた場合に、介護保障の各施策の趣旨、内容から申立てについて審査し、市長に意見を述べるものとする。

3 苦情審査会は、必要があると認めるときは、介護保障の各施策に関する制度のあり方及び改善策等について意見を述べることができる。

第二〇条（迅速な審査に係る処理及び申立てへの対応）市長は、苦情審査会から意見を受けたときは、その意見を尊重して苦情の処理に当たり、処理結果を苦情審査会に報告しなければならない。

2 市長は、介護保障の各施策のあり方及び改善策の意見を受けたときは、その意見を尊重し、制度のあり方及び改善策を検討し、その結果を苦情審査会に報告しなければならない。

3 市長は、苦情処理の結果について、申立て人にその内容を伝えなければならない。

4 市長は、申立て人の結果通知を申立てを受理してから三〇日以内に行うよう努めなければならない。

第二一条（事業者等及び施設への対応）市長は、苦情審査会の意見に基づき、事業者等及び施設の運営管理に改善を要する場合は、事業者等及び施設を経営する者に、改善の勧告をしなければならない。

第二二条（情報公開）この条例に特に定めのない場合及び関係法令又は関係条例に定めのない場合は、公文書の公開を求める市民の権利を保障するため、公文書の公開を図り、市民の市政への参加を一層促進し、地域住民と行政との信頼関係の強化を図るものとする。

第二三条（自己情報の開示措置）介護保障に関する各施策の適用に当たり、各施策適用の受給権人情報の公開措置を講ずるものとする。

第二四条（被保険者及び住民の参加）市長は、この条例及び関係条例により地域住民の介護保障を推進する場合は、介護保険制度の被保険者及び住民の積極的参加の措置を講ずるものとする。

◇第六章 雑則◇

第二五条（委任）この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

◇附則◇

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

◇ 読者からのおたより ◇

報告送ります。すごくおくれてすいませんでした。昨年四月からS局でも総合任務が実施されましたが、保険実績が大幅におち、「業務成績向上期待局」に指定されるなど、原因を労働者や労組におしつけています。今度報告送ります。

（郵政労働者・S）

編集部より 郵政労働者から悲鳴が聞こえます。窓口は暗くなり、笑いが消えています。この現状を打ち破って。報告、楽しみにしています。

藤澤さんの文章に共鳴 社会通信を楽しみに待っています。号によつて強弱はあります、強い刺激を受けています。七六一號では藤澤晃さん、松枝佳宏さんの論文に強い共鳴を覚えました。活用させて頂きますので、よろしくお願ひします。

（えひめ・M）

編集部より お元気ですか。時代が動き、編集子泣かせの情勢です。ぜひ、このテーマやれ、こう考えてはと注文出して下さい。

岩井さんの努力に報いるために 先日は、お世話をまでした。反動時代にあつて、全労協の果たすべく役割は益々大きくそして、軸足をしつかりと構えて拡大を進めてゆくことが、岩井さん達の努力に対する我々の責任だと再確認しました。私も、自身の持ち場で、とにかく頑張る！（広島・T）

（徳島・T）

編集部より 岩井さんが亡くなられて今年で三年目。命日は今日二月一八日です。最近残念なのは運動、活動、理論分野で活躍された諸先輩が亡くなられていること。われわれががんばるほか

ありません。健康に留意してご活躍を。広島にもうかがいます。

自自公を葬る 厳冬の真つ中最中ですが春はもうそこまで来ていますが、政治は厳冬が続いています。

総選挙も間近、自自公を葬り、日本の未来を明るく、人権の尊重と改憲を許さないために頑張り続けます。

（北海道・N）

編集部より いよいよ憲法調査会が始動。自自は「憲法改悪」に踏み込み、世論づくりに入りました。自自公に反対する勢力が「憲法九条を守る」ため、大きな共同のたたかいが求められます。

ご活躍を！

レベルアップに感心 先日「友の会」古典チユーターに、二泊三日。七九名の仲間とともに学習会

に参加しました。一〇年前、このような古典学習はムリかと思いましたが、驚くほどレベルアップ

しています。実践によつてきたえられた労働者層の中に、ゆっくりとリーダーが生まれています。

（東京・S）

八五歳の母を介護 社会通信No.七六〇にて介護保険の記事を読みました。私も八五歳の母をかかえ、その介護に毎日苦慮しております。母は要介護1ですが、四月以降どうなるのか心配しております。

（東京・E）

樹形図、中間評価項目得点、基本調査記入マニュアル等のコピーを欲しいので、三百五拾円切手同封封書を添えてお願いします。

（東京・S）

編集部より 介護は「する」者も「される」者もたいへん。ぜひお身体に気をつけて。

（東京・E）

資料（樹形図）送つて 三月にはいると、陽ざしがあたたかく感じられます。一月十一日号の社会

通信に掲載されておりました、樹形図等の資料について送つていただけるとのこと。三〇〇円を添えて申しこみますので、よろしくお願ひいたします。

（徳島・T）

総評の歴史教えて 五月上旬、上京します。また飲みましょう。総評結成時の経過とその後、歴史

について簡単な資料がありましたら送つて下さい。

（大分・A）

編集部より 前号のおたよりは、私の古くからの友人。国労本部で書記をやつていらっしゃいました。

（島根・稻岡巳一郎）

「苦言」に一言 No.七六二「本欄の「苦言」について、封建制度をなくす他の男性の一人として苦言。

私は昔から言葉の封建制と向き合つてきました。しかし、この場合は発行人の文章をこそ深く読みとるべきで、たとえの不當性は感じません。それより何より、言つことに事欠いて「発行人」を

（社長）呼ばわりする筆者の事だ主義こそ根深い議題です。

（島根・稻岡巳一郎）

編集部より 前号のおたよりは、私の古くからの友人。国労本部で書記をやつていらっしゃいました。

（東京・H）

「通信」はじめてからの私の呼称は「タキちゃん」「社長」というもの。国労では今でもそ

うからかわっています。文章って、やっぱり難しい！ 編集者泣かせの情勢に、悪戦苦闘してい

ます。お知恵、拝借できれば嬉しい。お札とご連絡まで。

（東京・H）

元氣の出る杉並春闌労働講座二〇〇〇 二〇世紀最後の春闌です。今こそ私たち労働者、一人ひと

りの踏ん張りで、職場、地域から立ち上がりましょ。